|  |
| --- |
| **「コミュニケーション支援サービス実証等に関する業務｣**  **企画提案公募要領** |

本業務は、2025年大阪・関西万博の開催における健康寿命延伸テーマに沿い、高齢者世帯における会話不足の解消を目的として、最先端のICT技術によるコミュニケーション支援サービス提供をめざすための企画、技術実証及びサービス実証を行うものであります。

実施にあたっては、昨今のコロナ禍における外出抑制や来訪者抑制の実態を踏まえ、可能な限り早期実現が必要な対策として検討を進めるものです。

このようなサービスの企画、実証にあたり、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に業務を実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

|  |
| --- |
| **本企画提案公募の執行は、対象となる業務に係る予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより行うものとする。** |

**１　業務名**

　　「コミュニケーション支援サービス実証等に関する業務」

(1) 業務の趣旨・目的

　　タブレット端末、スマートフォンなどデジタルデバイス上に表示されるアバターとの自由な会話を通して、高齢者世帯の会話不足及びデジタルデバイスの活用促進を図ることによる企画、技術実証、サービス実証を行う。

　　なお、企画作業においては、当サービスの本開発に向けた要件整理を行うものとし、継続的な運営実現に向けた、効果的・効率的な運営手法や資金確保策等の検討を行うことにより、自走型運営をめざすビジネスモデル・体制の検討を行う。

(2) 業務概要

　　別添「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

　契約締結の日から令和４年３月31日まで

　(4) 委託上限額

20,000,000円（税込）

**２　スケジュール**

　令和３年10月11日（月） 公募開始

　令和３年10月18日（月） 説明会開催

　令和３年10月25日（月） 質問受付締切

　令和３年11月10日（水） 提案書類提出締切

　令和３年11月中旬頃 選定委員会

　令和３年11月下旬頃 契約締結

　令和３年12月上旬頃 事業開始

　令和４年１月下旬頃 企画・設計完了

　令和４年３月上旬 プロトタイプ公開開始（プレオープン）

　令和４年３月31日（木） 事業終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前

の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準

禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、

契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に

掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

　　ア　配布期間

　　　　令和３年10月11日（月）から令和３年11月10日（水）

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

　　イ　配布場所及び受付場所

　　　　大阪府スマートシティ戦略部　戦略推進室　地域戦略推進課

　　　　住　　所：〒559-8555　大阪市住之江区南港北1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）34階

　　　　電話番号：06-6210-9095

ウ　配布方法

　　　　上記「イ　配布場所及び受付場所」で配布するほか、スマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiiki_senryaku/smart_senior_life/css-proposal.html>）

からダウンロードできます。

（郵送による配布は行いません。）

エ　受付期間

　　　　令和３年10月11日（月）から令和３年11月10日（水）

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

　　オ　提出方法

　　　　書類は郵送およびメールにて提出をお願いいたします。

　　　　（郵送の場合は受付期間終了時間までに必着）

カ　費用の負担

　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

**下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出してください。**

**ただし、副本については、提案者名及び提案者名が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号、社員の情報 等）を記入しない、もしくは黒塗りの上、提出してください。**

ア　応募申込書（様式１：正本１部、副本５部）

　 イ 企画提案書（様式２：正本１部、副本５部）

　　ウ　応募金額提案書（様式３：正本１部、副本５部）

　　エ　事業実績申告書（様式４：正本１部、副本５部）

※過去（公募日以前３年以内）に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は、別途提出

してください。（様式自由：正本１部、副本５部）

　　オ　共同企業体で参加の場合

1. 共同企業体届出書（様式５：１部）
2. 共同企業体協定書（写し）（様式６：１部）
3. 委任状（様式７：１部）

④使用印鑑届（様式８：１部）

カ　誓約書（参加資格関係）（様式９：１部）

　◆添付書類

　ア　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

　イ　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３か月以内のもの

　　　②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３か月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

　　　　　③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３か月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

　　　ウ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３か月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

　　　　　・大阪府内に事業所がない方は、事業所を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代

ます。

　　　　②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

　　　エ　財務諸表の写し（１部：最近３か年のもの）

①貸借対照表

　　　　②損益計算書

　　　　③株主資本等変動計算書

　　　オ　障害者雇用状況報告書の写し（１部）

　　　　ａ　常用雇用労働者数が43.5人以上の場合

　　　　・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が43.5人以上)に義務化されている｢障害者雇用状況報告書（様式第６号）｣の写し

　　　・令和３年６月１日現在の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

　　　（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

・報告義務のある方のみ提出してください。

ｂ　常用雇用労働者数が43.5人未満の場合

・「障がい者の雇用状況について」（様式10：正本１部）

(3) 応募書類の返却

　　 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

　　 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

　 ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

　　イ　応募書類の提出に際しては、正本、副本はそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。ホッチキス止めは行わず、必ずＡ４ファイルに綴るようにしてください。

応募書類は電子媒体（CD－R等）での提出もお願いします。

　　ウ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

　　　　＜記入例＞「コミュニケーション支援サービス実証等に関する業務」提案書

　　　　　　　　　株式会社○○（法人名）

　　エ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

　　オ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

　(1) 開催日時

　　　令和３年10月18日（月）　午前10時から（１時間程度）

　(2) 開催場所

　　　Web会議システムによる開催

　(3) 申込方法

　　　参加団体名、参加者職氏名、電子メールアドレスを記載の上、電子メールでお申し込みください。

　　　件名に「【説明会申込】コミュニケーション支援サービス実証等に関する業務」と記載してください。説明会前までにWeb会議の参加URLを送付いたします。

　　　　※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

　　　　※説明会実施時に質疑応答は行いません。

質問は「６　質問の受付」に記載の方法にてお願いします。

(4) 説明会への申込期限

　　　　令和３年10月15日（金）　午後５時まで

(5) 電子メールアドレス　smart-jigyosuishin@gbox.pref.osaka.lg.jp

**６　質問の受付**

(1)　受付期間

公募開始日から令和３年10月25日（月）　午後５時まで

(2)　提出方法

「様式12」の質問票を用いて、電子メール（アドレス：smart-jigyosuishin@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

　　ア　電子メール送信後、必ず電話でメール到達の確認をお願いします。

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

イ　質問への回答はスマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiiki_senryaku/smart_senior_life/css-proposal.html>）

に掲示し、個別には回答しません。

**７　審査の方法**

(1) 審査方法

　ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。また、プレゼンテーションの方式については、別途お知らせいたします。

ウ「最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。」

　　なお、書類審査の結果、100点満点中60点以下と判断される場合は、委員の合議により、不合格となる場合があります。

また、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

　エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| ①事業目的・内容の理解度 | ○本業務の趣旨・目的等を正しく理解した上での提案になっているか。  ○提案内容の着眼点、構成が優れているか。 | １０点 |
| ②提案内容の妥当性及び充実度 | ○提案内容（項目、内容、手法等）が適切かつ実現性の高い提案となっているか。 |  |
| （１）企画・システム設計について  　①企画  ・サービスにおけるコンセプト、具体的な目標設定について整理した提案となっているか。  　・シニアの特性を踏まえたものであるか。  ・動機付け利用習慣形成が期待できるものであるか。  ・アバターに関して目的を踏まえたものであるか。  ・倫理的要件、セキュリティ要件について課題設定が具体的か？  ・設計作業内容、課題設定と解決に向けた内容について要件に対しての想定内容、課題へのアプローチなどが具体的で十分であるか。  ・先進技術の採用、実装方法について提案内容が具体的であるか。  複数の技術比較、実装方式の比較を行っているか。もしくは他の実証実績に基づく効果が具体的に明示されたものであるか。  　・成果物は府にて継続した利用が無償で可能であるか。  ・その他サービスを提供するために必要となる作業について示されているか。  ②　システム設計  ・利用者の音声を認識しテキスト変換処理を行う際に、処理は機械学習による性能向上が図れるものであるか。  ・テキスト変換された会話音声データに基づき会話処理を行う際に、処理は機械学習による性能向上が図れるものであるか。  ・外部システムとリアルタイムでのデータ連携を行う手段が提案されているか。  ・個人情報を扱うサービス、インターネットを介したサービスとして必要なセキュリティ対策がされているか。  ・最大100万人程度の利用を想定し、性能が発揮できるシステム構成となっているか。  ・様々な利用者側の環境においても利用可能、処理可能なアプリケーションであるか。  ・利用者側の環境（タブレット型パソコン、スマートフォン）とサーバー間の通信量について性能、コストの観点で最適な処理分担にとなっているか。  ・その他サービスを提供するために必要となる設計について示されているか。 | ３６点 |
| （２）実証用プロトタイプの開発と実証計画について  　①　プロトタイプ開発  　・設計で示すシステム要件および提案者の企画提案内容に即し、可能  な限り多くの項目について検証が可能か。  ※最低限 アバター（表情、動きは限定的）を介して音声での自由会話を実現すること。さらに多くの機能実装を目指した内容を評価する。（特に利用習慣づけ・長時間利用・サービス品質に関した内容）  　・開発内容、納品物などにおける権利について、必要となる権利処理がしめされているか。  ・プロトタイプ開発物を継続して利用者に提供する場合の費用について、具体的に明示され且つ、本事業見積もり内訳と比べて適切であるか。  ②実証計画  ・定性的、定量的評価が可能な内容か。  ・デザイン、シナリオ制作など実証に必要なボリュームを想定しているか。  　・実証途中の改修を想定しているか。  ・評価内容に基づく対応について、具体的に想定し提案されているか。  　・個人情報の管理やサーバーへの不正アクセスの防止等のセキュリティ対策は適切なものか。  　・利用者数、利用期間に制限があるか。また、本事業における実証外でも一定の条件下での利用が認められているか。 | ２５点 |
| ③実施体制など | ○事業を適切に実施することが可能な提案内容であるか。  ・過去に同種又は類似する事例に取り組んだ実績があるか。（実績がある場合、本事業のクオリティの実現が期待できるか。）  ・実施体制が適切な提案となっているか。  ・具体的かつ無理なく実施できるスケジュールの提案があるか。 | １５点 |
| ④障がい者雇用 | ○常用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者43.5人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているかどうか。 | ４点 |
| ⑤価格点 | ○価格点の算定式（小数点以下切り捨て）  ・満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | １０点 |
| 合　　　　計 | | １００点 |

(3) 審査結果

　ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をスマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiiki_senryaku/smart_senior_life/css-proposal.html>）

において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の評価点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称　＊申込順

③ 全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は７(1)①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

（5） 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、

次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受

けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

担当部局

　大阪府スマートシティ戦略部 戦略推進室　地域戦略推進課

　所在地：〒559-8555　大阪市住之江区南港北1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）34階

　電話番号：06-6210-9095